資料２

参 考 資 料

目　次

①「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案 ・・・・・・・・・・・・1

② インサイダー取引に係る規制の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

	課徴金勧告日	課徴金納付命令日	上場会社	公募増資公表日	違反行為者	違反行為の取引金額	ファンドの得た利益	課徴金額
①	平成24年 ３月21日	平成24年 ６月27日	国際石油 開発帝石	平成22年 ７月８日	（旧）中央三井 ｱｾｯﾄ信託銀行 （（現）三井住友信託銀行）	1億124万円	1,455万円	５万円
②	平成24年 ５月29日	平成24年 ６月26日	日本板硝子	平成22年 ８月24日	あすかｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	4億6,537万円	6,051万円	13万円
③	平成24年 ５月29日	平成24年 ６月27日	みずほ ﾌｨﾅﾝｼｬﾙ ｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成22年 ６月25日	（旧）中央三井 ｱｾｯﾄ信託銀行 （（現）三井住友信託銀行）	1億8,418万円	2,023万円	８万円
④	平成24年 ６月８日	－	東京電力	平成22年 ９月29日	・ﾌｧｰｽﾄ･ﾆｭｰﾖｰｸ証券 ・個人	8,051万円 44万円	－ －	・1,468万円 ・６万円
⑤	平成24年 ６月29日	－	日本板硝子	平成22年 ８月24日	ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ	5億4,178万円	1,624万円	37万円
⑥	平成24年 11月２日	－	ｴﾙﾋﾟｰﾀﾞﾒﾓﾘ	平成23年 ７月11日	ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ	3,041万円	564万円	12万円

事案①の概要

国際石油開発帝石㈱

【公表】
H22．7．8

【重要事実】
新株式発行及び株式売出し（発行価格の総額　約5,072億円）

新株式買取引受契約の締結交渉

主幹事証券会社

投資銀行部門
引受部門

チャイニーズ・ウォール

職務に関して当該重要事実を知る

営業員（情報伝達者）

伝達

中央三井アセット信託銀行㈱（課徴金納付命令対象者）

株式運用部門ファンドマネージャー（第一次情報受領者，ファンドの投資判断者）

ファンドの資産管理会社（外国籍のトラスティ・サービス会社）との間で投資一任契約を締結

売付け・空売り

本件対象取引を行ったファンド（外国籍）

H22．7．1及びH22．7．7
国際石油開発帝石株式
売付株数：210株（うち空売りが120株）
売付価額：1億124万1000円

事案②の概要

日本板硝子㈱

【公表】
H22．8．24

【重要事実】
新株式発行及び株式売出し（発行価格の総額　約401億円）

新株式買取引受契約の締結交渉

主幹事証券会社

引受部門等

チャイニーズ・ウォール

職務に関して当該重要事実を知る

セールストレーダー（情報伝達者）

伝達

あすかアセットマネジメント㈱（課徴金納付命令対象者）

投資運用部インベストメント・マネージャー（第一次情報受領者，ファンドの運用権限を有する者）

ファンドの資産管理会社（外国籍）との間で投資一任契約を締結

空売り

あすかアセットマネジメントが運用するファンド（外国籍）

H22．8．5～H22．8．23
日本板硝子株式
売付株数：215万株（全て空売り）
売付価額：4億6537万9995円

事案③の概要

㈱みずほフィナンシャルグループ

【公表】
H22．6．25

【重要事実】
新株式発行及び株式売出し（発行価格の総額　約7,026億円）

↑
新株式買取引受契約の締結交渉
↓

主幹事証券会社

引受部門等

チャイニーズ・ウォール

職務に関して当該重要事実を知る

営業員2名（情報伝達者）

伝達

（旧）中央三井アセット信託銀行㈱（課徴金納付命令対象者）

株式運用部門ファンドマネージャー（第一次情報受領者，運用財産の運用権限を有する者）

投資一任契約を締結

売付け

投資一任契約の相手方である顧客（年金3つ）

H22．6．24
みずほFG株式
売付株数：1，178，600株
売付価額：約1億8418万円

事案④の概要

東京電力㈱

【公表】
H22．9．29

【重要事実】
新株式発行及び株式売出し（発行価格の総額　約4,195億円）

新株式買取引受契約の締結交渉

主幹事証券会社

引受部門等

チャイニーズ・ウォール

職務に関して当該重要事実を知る

営業員1名（情報伝達者）

課徴金納付命令対象者（コンサルティング会社役員）

コンサルティング会社とFirst New York Securities LLCとの間で情報提供及びコンサルティングに係る契約を締結

情報入手を依頼

伝達

空売り

H22．9．27及びH22．9．2
東京電力株式
売付株数：200株
売付価額：約44万円

First New York Securities L.L.C.（課徴金納付命令対象者）

トレーダー（自己勘定取引）

空売り

H22．9．28
東京電力株式
売付株数：3万5，000株
売付価額：約8051万円

事案⑤の概要

日本板硝子㈱

【公表】
H22．8．24

【重要事実】
新株式発行及び株式売出し（発行価格の総額　約401億円）

↕ **新株式買取引受契約の締結交渉**

主幹事証券会社

引受部門等

チャイニーズ・ウォール

職務に関して当該重要事実を知る

セールス（情報伝達者）

伝　達

ジャパン・アドバイザリー合同会社（課徴金納付命令対象者）

運用担当者（第一次情報受領者，実質的にファンドの運用権限を有する者）

空売り

ジャパン・アドバイザリー合同会社が実質的に運用するファンド（ケイマン籍）

H22．8．20
日本板硝子株式
売付株数：2,653,000株（全て空売り）
売付価額：5億4178万6532円

事案⑥の概要

エルピーダメモリ㈱

【公表】
H23．7．11
【重要事実】
新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行
（株式の発行価格の総額　約427億円）
（新株予約権付社債の発行価格の総額　275億円）

↕ **新株式買取引受契約等の締結交渉**

幹事証券会社

引受部門
社員乙

法人関係情報の登録

コンプライアンス部門
（法人関係情報の管理）

（注）当該証券会社においては、当時、社内規則により増資公表の1週間前となった銘柄を規制銘柄に指定し、説明資料から削除する取扱いを行っていた。

説明資料の審査（注）
（社員甲の担当銘柄であるエルピーダメモリ㈱に関する記載を削除するよう指示）

チャイニーズ・ウォール

職務に関して当該重要事実を知る(上記削除指示によりエルピーダメモリ㈱の公募増資等を認識)

リサーチ部門 社員甲

伝　達
（エルピーダメモリ㈱に関する記載を削除した資料の交付等）

ジャパン・アドバイザリー合同会社（課徴金納付命令対象者）

運用担当者（第一次情報受領者，実質的にファンドの運用権限を有する者）

売付け（現物）

ジャパン・アドバイザリー合同会社が実質的に運用するファンド（ケイマン籍）

H23．7．6
エルピーダメモリ㈱株式
売付株数：32,600株（全て現物）
売付価額：3041万4986円

インサイダー取引に係る規制の比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
規制対象					
インサイダー取引	○	○	○	○	○
情報伝達行為	×	○（注 1） ※情報受領者が取引を行った場合に限る	○（注 2）	○（注 2） ※情報受領者が取引を行った場合に限り執行例有り	○（注 3） ※情報受領者が取引を行った場合に限り執行例有り
取引推奨行為	×	△（注 4）	○	○ ※被推奨者が取引を行った場合に限り執行例有り	○ ※被推奨者が取引を行った場合に限り執行例有り
課徴金等	○	○	○	○	△（注 5）
「他人の計算」の場合の課徴金額等	報酬額	取引自体の利得の最大３倍	報酬額＋制裁	１億ユーロ or 報酬額の 10 倍以下	（課徴金等なし）
刑事罰	○ （5 年以下の懲役等）	○ （20 年以下の自由刑等）	○ （7 年以下の自由刑等）	○ （2 年以下の自由刑等）	○ （5 年以下の自由刑等）

（注１）発行体若しくは株主に対する信認義務又は情報源等に対する信頼義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。
（注２）雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。
（注３）権限なく行う場合に限る。
（注４）法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。
（注５）情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置（過料）のみ。